地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、 その監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成29年9月5日

秋田県監査委員 柴 田 正 敏 秋田県監査委員 渡 部 英 治 秋田県監査委員 石 塚 博 史 秋田県監査委員 川 村 和 夫

用額

1 監査実施状況

平成28年度の財務に関する事務の執行状況

| 監査課所 | 監 査 年 月 日 | 監 査 委 員 |
|------------------|--------------|---|
| 秋田県大館発電事務所 | 平成29年7月18日 | 柴 田 正 敏 石 塚 博 史 |
| 秋田県玉川発電事務所 | 平成29年6月26日 | 石 塚 博 史中 嶋 定 雄 |
| 秋田県秋田発電・工業用水道事務所 | 平成29年7月14日 | 渡 部 英 治 川 村 和 夫 |
| 秋田県産業労働部公営企業課 | 平成29年 7 月24日 | 柴 田 正 敏渡 部 英 治石 塚 博 史川 村 和 夫 |

2 経営の概況

平成28年度における経営に関する事業の執行状況

(1) 電気事業会計

ア 売電電力量及び電力料金収入

鎧畑発電所ほか15発電所

売電電力量 414,901,357キロワットアワー

予 算 額

電力料金収入 3,608,710,040円

イ 予算の執行状況

区分

収益的収支 (単位:円)

| 収 入 | 3, 686, 768, 000 | 3, 704, 352, 407 | | | |
|-----------|------------------|------------------|------------------|--------------|--|
| 支 出 | 3, 205, 113, 000 | 2, 823, 295, 807 | 289, 597, 120 | 92, 220, 073 | |
| 資本的収支 (単位 | | | | | |
| 区分 | 予 算 額 | 決 算 額 | 繰 越 額 | 不 用 額 | |
| 収 入 | 1, 919, 563, 000 | 1, 919, 564, 258 | | | |
| 支 出 | 2, 346, 328, 285 | 1, 172, 151, 357 | 1, 113, 585, 540 | 60, 591, 388 | |

資本的収入額(他会計からの長期貸付金償還金及び投資償還収入並びに諸収入を除く。)が資本的支出額に 不足する額は、減債積立金、中小水力発電開発改良積立金、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税資 本的収支調整額で補てんした。

ウ 経営成績

当年度の収益は3,431,936,073円、費用は2,610,797,245円で、差引き821,138,828円の純利益となっている。

(2) 工業用水道事業会計

ア 契約給水量、実績給水量及び給水料金収入

秋田工業用水道

契約給水量 57,342,146立方メートル

実績給水量 51,515,180立方メートル

給水料金収入 933, 263, 698円

イ 予算の執行状況

収益的収支 (単位:円)

| 1V III 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 | ^ | | | (十一元・11) |
|--|------------------|------------------|-----|---------------|
| 区分 | 予 算 額 | 決 算 額 | 繰越額 | 不 用 額 |
| 収 入 | 1, 094, 372, 000 | 1, 089, 519, 270 | | |
| 支 出 | 771, 069, 000 | 729, 830, 130 | 0 | 41, 238, 870 |
| 資本的収 | 支 | | | (単位:円) |
| 区分 | 予 算 額 | 決 算 額 | 繰越額 | 不 用 額 |
| 収 入 | 668, 000, 000 | 582, 600, 000 | | |
| 支 出 | 1, 570, 208, 640 | 1, 306, 726, 160 | 0 | 263, 482, 480 |

資本的収入額が資本的支出額に不足する額は、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税 資本的収支調整額で補てんした。

ウ 経営成績

当年度の収益は978,920,945円、費用は707,470,782円で、差引き271,450,163円の純利益となっている。

3 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

なお、請負工事の指名業者の選定等について審議を行う地方入札審査会を、委員の過半数の出席がない状態で開催しているものがあるので、今後は規定を遵守するよう努められたい。